

自治体向け説明会での質問について

令和6年1月9日現在

		質問	回答
補助対象	用具等整備事業について	令和5年度事業の一次・二次募集で既に補助金申請をしている同一用具について、今回の令和5年度補正予算事業は対象になるのか。	同一の用具に対する修理・新調も対象となります。
その他	補助事業について	令和5年度1次、2次に応募している場合でも、令和5年度補正予算事業に応募は可能か。	令和4年度補正予算事業地域文化財総合活用推進事業(令和5年3月31日採択)や、二次募集(令和5年7月27日採択)に応募された場合も、令和5年度補正予算事業に応募することが可能です。
		令和5年度の一次、二次募集に参加した団体は応募不可という認識でよいか。また、令和6年度に応募予定の町会はこの令和5年度補正予算事業と令和6年度事業の両方に応募できるのか。	ただし、令和6年度地域文化財総合活用推進事業(令和5年11月29日公募開始)に応募を予定している地方公共団体は、令和5年度補正予算事業に応募できませんので、御注意ください。 ※地方公共団体として、令和5年度補正事業か令和6年度事業のいずれかを選んで応募してください。1地方公共団体の中で、A保存会は令和5年度補正に応募し、B保存会は令和6年度に応募する、ということはできません。
		令和5年度補正予算事業に申請した場合、令和5年度中に事業を完了しないといけないのか。	令和5年度補正予算事業につきましては、今年度内(令和6年3月31日まで)に事業を完了していただく必要があります。
		短期間だが、不測の事態(搬入の遅れなど)で繰り越しは可能か。	不測の事態が発生したとしても繰越はできませんので、年度内に確実に事業が完了することができる場合のみ、応募してください。